

〈市議会のPR〉

**相沢議長** 次は、第2部、桐生市議会のPRのコーナーです。前回に続いて、議会基本条例について、お送り致します。なお、この議会基本条例の本文をご覧になりたい方は、桐生市のホームページをご覧ください。

**周東副議長** 今回は、第3章の議員の活動原則について、説明致します。この章は、第7条 議員の役割と責任の明確化、第8条 政治倫理条例の遵守、第9条 市民意見の尊重と市民福祉の向上の、3つの条文からなっています。まず、第3章 議員の活動原則の、全体的な解説から行います。この議会基本条例をまとめた、地方主権調査 特別委員会の委員長の小滝議員、お願いします。

**小滝議員** はい、議員の活動原則について示されている第3章は、現在21名いる、桐生市の市議会議員が、それぞれ議員活動をするに当り、守らなければならない事を、条文に纏めました。

**相沢議長** それでは、まず議員の役割と、責任の明確化について示している第7条から行きたいと思います。周東副議長、条例を朗読して下さい。

**周東副議長** はい、それでは、第3章の第7条を朗読します。

第3章 議員の活動原則

(議員の役割と責任の明確化)

第7条 議員は、市民の負託に応え、信頼される議員を目指すため、自らの役割と責任を明確にします。

以上です。

**相沢議長** はい、ありがとうございます。第3章の第7条を朗読して頂きましたが、小滝議員に、この部分の解説をお願いします。

**小滝議員** はい、第3章の第7条は、朗読して頂いた通りですが、本条では、議員の役割と責任について、述べています。

議員は、市民全体の代表者として、議員の品位保持、能力向上及び市民意見を的確に把握し、市民への説明責任を果たし、市民福祉の向上のために活動することを定めています。

**岡部議員** 小滝議員から、今、解説をして頂いたことは、我々議員として、市民の皆様から選挙を通して、負託を受けている立場からすれば、当然のことです。ここに明記することにより、自覚を新たにして、市議会議員としての役割と責任を果たして参りたいと、議員個々の立場で決意し合えればと思います。

**周東副議長** それでは、次の第8条を朗読します。

第8条 (政治倫理条例の遵守)

議員は、市民全体の代表者として、誠実かつ公正に職務を遂行し、人格と倫理の向上に努めるとともに、民主的な市政発展に寄与するため、桐生市議会議員 政治倫理条例(平成22年桐生市条例第32号)を遵守します。

以上です。

**相沢議長** はい、副議長に第8条を朗読して頂きましたが、今度は岡部議員に、解説をお願い致します。

**岡部議員** 本条では、政治倫理条例の遵守について、述べています。

議員は、市民全体の代表者として、厳粛な信託にこたえるために、政治倫理の向上と、確立に努めなければなりません。なお、遵守すべき政治倫理については、桐生市議会議員 政治倫理条例に定めております。

**小滝議員** その桐生市議会議員 政治倫理条例ですが、その中で、第2条「議員の責務」に、「1項 議員は、市民全体の代表者としての権限と責任を深く自覚し、法令及び条例を遵守するとともに、市民の信頼に値する高い倫理性を保たなければならない。2項 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときには、自らの責任において、事実関係を明らかにしなければならない。」と定められています。

**周東副議長** ところで、今、小滝議員から紹介して頂きました「政治倫理に反する事実」ですが、その条例には、政治倫理基準も定めてあります。この際、リスナーの皆さんに紹介して、どのようなことなのか、知って頂いたほうがよいと思います。議長、どうですか。

**相沢議長** はい、そうですね、いい機会ですから、政治倫理基準を紹介させていただきます。まず、

- 1、市民全体の代表者として、名誉と品位を損なうような行為を慎み、その職務に関して、不正の疑惑を持たれるような行為をしないこと。
- 2、地位を利用して、いかなる金品も授受しないこと。
- 3、市が行う許可、認可等の行政処分や補助金等を受ける場合、特定の企業、団体等のために有利となるよう、働きかけをしないこと。
- 4、桐生市や市が設立した公社や、市が資本金、基本金その他、準ずるものを出資している法人及び指定管理者が行う工事等の請負契約、またその下請契約、さらに業務委託契約及び物品納入契約に関し、特定の業者のために推薦、紹介する等の働きかけはしないこと。
- 5、市等の職員の採用、昇任、異動等の人事に関して、推薦、紹介等の働きかけをしないこと。
- 6、市等の職員の職務の執行を妨げ、又はその権限を不正行使するように嫌がらせ、恫（どう）喝、強要その他の働きかけをしないこと。
- 7、公人の発言又は情報発信は、確たる事実に基づいて行い、虚偽によって、他人の名誉を傷つける行為をしないこと。

**周東副議長** また、議員は、市から補助金等の交付を受ける法人、その他の団体の代表になっている場合は、その代表を辞退するよう努めなければならない。とも書かれています。

**小滝議員** そこで、リスナーの皆さんも気になると思いますので、政治倫理基準に反する行為をした場合について、私から説明します。議長により設置され、付託された審査会でも、違反していると指摘された場合ですが、対象議員に対して、辞職勧告や政治倫理基準等を遵守させるための警告をすることになっています。

**相沢議長** 市民の皆さんも、これらの政治倫理については、よく理解して頂きたいと思います。議員が公正で、民主的な市政の発展に寄与出来るように、市民の皆様のご配慮を、お願い致します。続きまして、岡部議員に第9条 市民意見の尊重と市民福祉の向上を朗読して頂きたいと思います。

**岡部議員** はい、それでは第9条を朗読致します。

第9条 （市民意見の尊重と市民福祉の向上）

議員は、市民の多様な意見を的確に把握し、政策提言等を行うことにより、市民福祉の向上を目指して活動します。

以上です。

**相沢議長** はい、ありがとうございます。それでは、解説を副議長、お願いします。

**周東副議長** この第9条は、市民意見を把握して、政策提言等を行うことを述べています。議員は、これまでのチェック機能、要望型の議会から、二元代表制の一翼を担う議会として、市民の声を聞き、積極的に調査・研究する中で、市民が幸せに暮せる、豊かなまちづくりの実現を目指して、市長等執行機関に対し、政策提言や要望等を、議会側から行い、活動することを定めています。

**小滝議員** はい、副議長の解説で、特に市民の皆さんに理解をしてほしいことは、議員サイドからの政策提言が、今までなかったということではありません。議員、個々の活動の中から、今までより活発に、議会からの政策提言や要望を行っていくということです。また、条例の後半で定め

てありますが、そのための体制の充実は、絶対必要であると思います。

**相沢議長** はい、ありがとうございました。以上で、今回の議会基本条例、第3章の議員の活動原則について、終了致します。

〈一般質問：岡部純朗議員〉

**周東副議長** それでは、一般質問のコーナー前半を、岡部議員、お願い致します。

**岡部議員** 私が、皆様に紹介したい一般質問は、平成25年第1回定例会 3月議会で行いました「ごみ減量で経費削減と焼却炉の延命化について」であります。

**周東副議長** このテーマを取り上げた、背景や考えを教えてください。

**岡部議員** はい。自宅の引越しをした時に、こんなに多くの未使用品、不用品があるのかと驚きました。家電は、リサイクル法によりまして、リサイクル所へ持っていきますけれども、衣服、身の回りの小物、食器類、その他もろもろの品物、これら全て分類して、清掃センターにトラック数台分、搬入しました。引越しだけで、こんなにたくさんのごみが出るわけですから、清掃センターでは、相当な量のごみを毎日処理しているものと考え、焼却炉のことを危惧いたしまして、ごみ処理施設の延命化について、現状を確認し、要望させていただきました。

**周東副議長** それではまず、どのような質問をされたのか、教えてください。

**岡部議員** はい。ごみ処理施設の延命化ということで、清掃センターは、平成8年に稼働したと記憶しております。現在、17年間使われていますが、この焼却施設、毎日稼働していると思います。また、大量の震災ごみも受け入れておりましたし、他市のごみも受け入れています。使用が激しいための、炉の傷み等もかなり出てくると思います。そこで、今から何らかの形で、延命策をとっていただきたいと考え、質問をいたしました。市民生活部長の答弁は、清掃センターの焼却施設は、平成8年の稼働後、17年が経過している。一般的な、焼却施設の耐用年数は、15年から20年間であるが、桐生市では、30年間を目標としており、今後、長期延命のためには、基幹的な改修工事が必要とされる。この改修工事には、国の循環型社会形成推進交付金制度を活用していきたいと考えているので、平成25年度には、ごみ処理施設長寿命化計画を策定する予定である。また、さらなるごみ減量にも努め、施設の延命にも併せて、取り組んでまいりたいというふうに考えている、ということでした。

**周東副議長** そうですね。清掃センターの長寿命化策は、大事なことですよね。

**岡部議員** はい。長寿命化策ということで、施設というのは、やはり時間が経てば傷んでくる。特に、この施設ですけれども、下水処理の、最終終末処理場と同じで、地元の人が、大ごとして同意してくれて、現在に至っています。新しいとは言え、17年経っている現況ですから、延命策をとっていただいて、長期間の使用に耐えるようにしていただけたら幸いと考え、配慮していただきたいと、要望させていただきました。

**周東副議長** ごみ処理施設の延命化ということで、重要なことがありますよね。

**岡部議員** はい。ごみ処理施設の延命化で重要なことは、ごみの減量であります。そこで、私は、3つの質問をいたしました。まず1つ目は、県内近接他市と比べて、桐生市の、1人当たりのごみの排出量について、質問をいたしました。市民生活部長の答弁は、桐生市1人当たりの、ごみの排出量について、国の平成22年度の実態調査によれば、生活系の1人1日の排出量は、桐生市の場合、843グラムであり、県内12市のうち、5番目に多い量になっている、ということでした。

**周東副議長** 岡部議員は、そのことについて、どう考えているのですか。

**岡部議員** はい。先ほども言わせていただきましたが、県内で、5番目に多いということですので、何としても、ごみの量を減らすということが、とりあえず、直近の課題であると考えております。

**周東副議長** そうですね。ただ、ごみを減量するにも、何か、良い手段が必要ですね。

**岡部議員** はい。そこで私は、分別することが大切であると考えました。しかし、今のごみ収集カレンダーでは、どうしても迷う分別の品物があります。隣の みどり市さんのほうに、せがれが住んでいまして、みどり市では、こういうふうな分類の仕方をしているよ、ということで、参考までに、分別の一覧表をもらいました。そうしますと、50音順に品物の名前が、全部載っています。このくらいの分類名で書いてあると、結構わかります。これらは、桐生市から、多分情報は出ていると思うのですが、この辺の一覧を作ってもらおうと、分類するには助かるかなと思います。そこで、分類の保存版を作っただけでないかなと思い、話を伺いました。市民生活部長の答弁は、みどり市が毎戸配布した保存版については、清掃センターの担当者が、受け入れに関する電話問い合わせの際に使用するマニュアルから抜粋した、というようなことを聞いている。ごみ収集カレンダーでは、わからない部分もあるかもしれないが、カレンダーの内容も含めて、今後、市民にわかりやすい、お知らせができるよう、研究してまいりたいと考えている、ということでした。

**周東副議長** 確かに、分別するときに迷いますね。その後、どのような質問を展開したのですか。

**岡部議員** はい。桐生市は合併後、市民の減量意識を高揚させるために、ごみ袋を統一したわけですが、ごみ袋統一前と後の排出量の比較について、質問をいたしました。市民生活部長の答弁は、桐生市では、平成 23年10月から、指定ごみ袋の統一を行なった。実施後の10月から、3月までの6か月間に収集した可燃ごみ、1日あたりの排出量を、平成 22年度と比較すると、平成22年度が78.8トン、平成23年度が 75.5トンで、平成22年度に比べ3.3トン、率にして3.6%の減少となっている。指定ごみ袋実施の減量効果については、東日本大震災後の影響なども考えられるため、指定ごみ袋の効果が、どのように反映されているのかの判断は、難しいと考えている、ということでした。

**周東副議長** 岡部議員、ありがとうございました。

〈一般質問：小滝芳江議員〉

**相沢議長** では、続いて、一般質問のコーナーの後半は、小滝議員、お願いします。

**小滝議員** 私が、皆様に紹介したい一般質問は、平成25年 第1回定例会 3月議会で行いました「小型家電リサイクル法の施行について」であります。

**相沢議長** このテーマを取り上げた背景や考えを教えてください。

**小滝議員** はい。まず、私は、議員になって最初の、平成11年 第2回定例会 6月議会での一般質問で、名前が入っているレジ袋でも、透明・半透明であれば、ごみ袋として使っても、支障がないのではないかと、という一般質問から始め、現在に至るまで、幾度となく、ごみ問題に関する一般質問をしてきました。

今回、テーマとして取り上げましたのは、資源の少ない日本では、再利用することが求められています。普通に、ごみとして捨てれば、ただのごみですが、分別、再利用することで、資源の利活用に繋がりますので、小型家電のリサイクルについてを、テーマとして選びました。

**相沢議長** わかりました。それでは、小型家電のリサイクルについて、どのような質問をされたのですか。

**小滝議員** はい。小型家電リサイクル法、正式名は、「使用済 小型電子機器等の 再資源化の促進に関する法律」というもので、平成25年4月1日から施行されていますが、この制度の概要について、改めて確認をしたところ、市民生活部長の答弁は、市町村等が回収した、使用済 小型電子機器等について、国が認定した事業者が、確実に、適正なりサイクルを行うために、廃棄物

処理法の特別処置を講ずる制度である。市町村の責務としては、分別して収集し、認定業者へ引き渡すこととされており、また、回収方法については、市町村の特性に合わせて選択することができる。対象品目については、家庭で使用されている小型の電化製品であり、このうち、家電4品目や業務用のもの、太陽光パネルや電球、蛍光灯のような、壊れやすいものなどは除かれている。ただし、回収品目については、すべての品目は義務ではなく、市町村が判断するとされている、ということでした。

**相沢議長** なるほど。対象品目、全てが義務ではないのですね。

**小滝議員** はい。市町村の判断ということで、対象品全部を、分別収集しなくてもいい、というようにお話でしたが、都市鉱山と言われる電子機器。資源の少ない日本では、再利用することが求められており、そのための法律です。少しでも早く収集をして、これらを市民として役立てたいと思っていましたので、収集の取り組みについて、どのように考えているのか、質問をいたしました。

**相沢議長** 回答は、どうでしたか。

**小滝議員** はい。市民生活部長の答弁は、現在、清掃センターでは、直接搬入された家電製品の一部については、平成18年より分別をして、業者に売り払っているところである。また、小型家電リサイクル法に基づく、収集方法については、回収方法、対象品目、認定業者、また、個人情報漏えい対策などの調査研究をして、実施に向けて検討していきたいというふうに考えている、ということでした。

**相沢議長** なるほど。まだ、準備はできていないのですね。

**小滝議員** はい、そうです。実施に向けて検討していきたい、ということでしたが、デジカメや携帯電話の中のレアメタルなどが、再利用の対象となるわけです。まだ、決まっていない部分があるというのはわかりますが、その前にごみとして、無料回収業者などに出されてしまう前に、有効活用のために何かをする、というのが必要ではないかなと思い、普通のごみのように、ごみ収集場所に出すのではなくて、公民館や桐生市役所本庁舎、そういうところで収集をしてはどうか、という提案をいたしました。

**相沢議長** 提案の結果は、どのような回答でしたか。

**小滝議員** はい。市民生活部長の答弁は、使用済み小型電子機器等に含まれる、アルミや貴金属、レアメタル、こういうものをリサイクルされずに埋め立てられては困るというか、そういうことの対応は、急務であるということで、この法律が出てきたというふうに認識している。回収方法については、例えば、回収のボックスを置くとか、ステーションもそうであり、公民館等、あるいは持ち込み等々、いろんな方法があると思うので、その点で一番いいのはどれかというようなところを検討し、回収方法等が決まれば、すぐ市民の方には、広報等を通じてお知らせをし、実施に向けて、前向きに取り組んでいきたいというふうに考えている、ということでした。

**相沢議長** 具体的に、どのように回収するのか、検討の段階ということですね。

**小滝議員** はい。このことについて、私は、少しでも早く収集してほしいと考えています。最初は、数カ所でもいい、という思いがあります。少しでも、ごみを減らそうというような、考えを持っている方も多いと思います。そういう方のために、行政が先に動くようなことができないかなということで、検討の前に一番大事なことは、個人情報の保護だと思います。あまり、いろんなところに手を伸ばさないで、回収ができないうちは、本当に公民館なり、そういうところに回収ボックスを置くというようなことを、少しでも早く始めていただきたいということで、いつ頃を考えているのか、市民生活部長に伺いましたが、具体的な期日の明言はありませんでした。私としては、1日でも早く回収して欲しいと考えているので、これからも、この問題について、取り組んでいきます。

**相沢議長** 小滝議員、ありがとうございました。

〈市のPR、条例関係〉

**相沢議長** それでは最後のコーナー、第4部に入ります。第4部は、議会で議決した条例等について、説明を行う市のPR、条例関係のコーナーです。今回は、第11回議会報告会・意見交換会の開催について、最初に報告させて頂いて、そのあと、第4回定例会での話題をお送り致します。

**周東副議長** はい、「議会と語ろう」第11回議会報告会・意見交換会は1月27日月曜日に、午後6時30分より開会で、会場は、東公民館で開催致します。内容は、12月の第4回定例会の報告と意見交換会で、意見交換会のテーマは「地域の現状と課題」です。毎回、地域の皆様を始めとして、多くの方々のご参加を頂きまして、ありがとうございます。

**相沢議長** とくに、今まで開催致しました、それぞれの地域の区長さんや自治会長さん、町会長さん、また役員の皆様には、地域の課題など、積極的に発言を頂き、感謝申し上げます。平成26年も改めて、ご支援ご協力の程、よろしくお願い致します。また今回は、1月27日月曜日の開催ということで、新年を迎えて、何かと忙しいことと思いますが、地域の皆様のご参加を、心からお待ちしています。

**周東副議長** そうですね、また、いつも区長連絡協議会、桐婦連、市老連の皆様には、応援を頂いています。感謝、申し上げます。今年も、よろしくお願い致します。

**相沢議長** それでは、これからは、12月の第4回定例会の話題に入りたいと思います。第4回定例会は、今年の12月3日から20日までの、18日間の会期で開かれました。今議会から、議会インターネット中継や、ケーブルテレビ放映も始まり、議会に直接来られなくても、本会議の様子が見える、多くの市民の皆さんに、議会の様子を知って頂くチャンスが増えました。

**周東副議長** 場内に、映像設備や人員が配置され、我々議員や市長始め、当局席も、どの様な形になるか興味を持って、また幾分緊張して、本会議に臨んでいたようでした。リスナーの皆様も、是非この機会に、議会に関心を持って頂きたいと思います。

**相沢議長** 今回の定例会では、人事案件も含めた市長提出議案は23件でした。すべて、慎重審議を重ね、本会議で可決致しました。その中で、市民の皆さんに直接係わる話題から、紹介したいと思います。

**周東副議長** はい、それでは、最初に来年4月から、消費税が5%から8%に値上げになりますが、そのことに関連した議案がありました。この事を、紹介してはどうですか。

**相沢議長** そうですね、この消費税が8%になることで、市有施設の使用料や上下水道の料金も、値上げになる議案がありましたので紹介いたします。具体的には、各学校の体育館、市民文化会館の各施設。公民館関係では、市民ホールや南体育館や北体育館、青年の家、有隣館。桐生市体育施設関係では、市民体育館や桐生球場、新里社会体育館、黒保根社会体育館等々、市有施設の使用料が、すべて値上げになります。その他に、水道や下水道の料金も含めて、5%から8%へ、3%の消費税率の引き上げに伴い、値上げになることとなります。

**周東副議長** はい、この消費税が、3%の値上げによる増収額については、平成24年度を参考にすると、市有施設使用料関係で約300万円、水道や下水道関係で約9,100万円、新里のカリビアンビーチの関係で約130万円になります。合計では、約9,500万円の市民負担が増えることとなります。

**相沢議長** 確かに9,500万円と言うと、大変な金額です。これは、平成24年8月に国会で決めた、社会保障の安定財源の確保と、財政の健全化を図る目的で出来た消費税を改正する法律が公布され、来年4月1日から実施されことにより、市民の皆さんに負担をおかけするわけですが、議会としても、国で定めた当初の目的通り使われるように、しっかりチェックをしたいと思います。

**周東副議長** ところで桐生市は、子ども料金を設定している施設については、消費税5%の現行料

金を据え置くということにしました。具体的には、高校生以下を対象として、据え置くということですが、子育て支援という観点での、配慮とのことです。金額的には小額かもしれませんが、このような配慮は、有難いと思います。このような負担軽減は、今後も、広げて頂きたいと思います。

**相沢議長** はい、子育て日本一を目指す市長施策として、この様な形になったようです。ところで、国でも軽減税率の導入が議論されていますので、この様な、子育て支援という観点から、負担を軽減するという事は、大事な視点であり、今後、議会としても取り組んでいきたいと思えます。

**周東副議長** 次の話題として、市営住宅に関する議案がありましたので、紹介したいと思います。実は、この川内町1丁目の市営住宅であるA団地は、私の地元でもあり、既に、地域の方からも問い合わせがありました。新聞でも、既に計画が発表されました。

**相沢議長** その市営住宅は、地図で見ると、県道川内・堤線のおりひめバスの「鷹ノ巣入口」停留所から、約30メートルなかに入った場所ですね。道から入ったところにあるので、居住環境としては、静かそうですね。

**周東副議長** そうなんです。そこは、高台でもあり、見晴らしも良く静かで、川内町でも、入り口といった場所です。近くにコンビニもあり、保育園も近く、川内小学校も程良い距離で、売り出したらすぐ、完売となると思えますよ。

**相沢議長** 全体の敷地面積が1695.8平方メートルと言うことで、約510坪を6区画で、平成26年度の前半には、販売開始するとのことです。さらに、市外からの転入者には、優遇処置があるとのこと、人口減少対策としては、大いに期待できると思えます。

**周東副議長** さて、あと一つ紹介したいのは、黒保根の高齢者生活支援施設の議案です。この施設は、愛称を「つつじの家」と言いますが、居住用の部屋が、1人用が6室、2人用が2室あります。平成19年4月からオープンして、現在に至るわけですが、2人用の利用者が少ない状況でありました。

**相沢議長** そうですね、そこで今回使用料金を、面積割合を考慮して、2人用は1人用の1.4倍の料金設定をして、1人用が満杯の時は、1人でも入れるようにするとの改正です。

**周東副議長** 先日、私は現地に行ってきましたが、黒保根町支所の信号を上げて、黒保根中学校の、さきにある施設です。その時、コンビニの移動販売車も来ていました。静かなところですが、施設の職員さんの温かさを感じる、やさしい施設というイメージです。

**相沢議長** そうですか、今回の改正で、利用が図られるといいですね。さて、時間の関係もありますので、この位で、第4回定例会についての話題を終了したいと思います。以上で、第4部を終了します。